

秋田公立美術大学大学院研究科委員会規程

令和2年5月27日

規程第21号

(設置)

第1条 秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、研究科教授会の下部組織として秋田公立美術大学大学院に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学科目又は講座および授業科目の種類および編成に関する事項
- (2) 学生の厚生補導に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) F D等教育活動に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの。

(組織)

第3条 委員会は、研究科に所属する教員のうちから学長が指名する者を委員として組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、期間を定め、同項に規定する者以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

い。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(専門部会)

第6条 委員会は、その所掌事務に係る専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の協議内容について、学長又は学長が指定する会議もしくは者に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行する。